

■第377回食品安全委員会

日時：平成23年4月7日（木）14：00～14：58

傍聴者：11名

議事概要：

（1）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

1）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）から、添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格及び添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準を削除すること

- ・厚生労働省からの説明。
- ・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）動物用医薬品「プリフィニウム」に係る食品健康影響評価について

・「プリフィニウムの一摂取許容量（ADI）を、0.004mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*自律神経剤で、牛の胃腸管の痙攣や疼痛の緩解等に用いられます。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

2）動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン（ノビリスMGMS）」に係る食品健康影響評価について

・「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン（ノビリスMGMS）」については、「本製剤が、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省及び厚生労働省）へ通知することとなった。

*鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエ感染に伴う呼吸器疾病（気嚢炎）及び産卵率低下の軽減を目的とする鶏用の生ワクチンです。

（3）「放射性物質に関する緊急とりまとめ」の対外的な説明について

・事務局から説明。

・審議の過程での専門家の見解やとりまとめの経緯を含めて、対外的にわかりやすく、きちんとした説明に努めていくこととなった。

また、今回の緊急とりまとめにおいて今後の課題とした、ウランやプルトニウムなどの評価、遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、各核種の体内動態等に関する検討などについて、食品健康影響評価を継続するため、できるだけ早く専門家によるワーキンググループを設置し、リスク評価を行っていくこととなった。